

薬生食輸発1028第2号
令和元年10月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号（最終改正：令和元年10月25日付け薬生食輸発1025第2号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 10月28日	ナイジェリア	ごまの種子及びその加工 品（ごまの種子を30%以上 含有するものに限る。）	アフラトキ シン	